入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の要旨

1 改正理由

職員の特別休暇である夏季休暇の日数等を定めるとともに、新たな特別休暇としてボランティア休暇を定めるため、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 夏季休暇について
 - 7月から10月までの期間内において、年度で8日とする。 (休職期間等を考慮し、日数の調整あり)
- (2) ボランティア休暇について
 - 〇 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会貢献活動(親族に対する支援活動を除く。)を行う場合に、年度で5日の範囲内とする。
 - ①地震等により相当規模の災害が発生した被災地等の被災者支援活動
 - ②障害者支援施設等の施設であって、規則で定めるものにおける活動
 - ③障害、負傷等により日常生活を営むのに支障がある者の介護等の支援活動
 - ④その他規則で定める社会貢献活動

【入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の要旨】

- (1) 夏季休暇について
 - 取得単位は、1日又は半日とし、半日の取得回数は6回を限度とする。
- (2) ボランティア休暇について
 - 取得単位は、1日又は半日とする。
 - 障害者支援施設等の施設であって、規則で定めるものは次に掲げる施設とする。
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者 支援施設、障害福祉サービスを行う施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム
 - ②身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
 - ③児童福祉法に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理 治療施設等
 - ④老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護 老人ホーム及び特別養護老人ホーム
 - ⑤生活保護法に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
 - ⑥介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
 - ⑦医療法に規定する病院
 - 8学校教育法に規定する特別支援学校
 - ⑤上記に掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって市長が定めるもの
 - その他規則で定める社会貢献活動は、次に掲げる行事等の運営に係る社会貢献活動であって、当該行事等の主催者等が募集するものとする。
 - ①国又は埼玉県が主催するものであって、県内で開催されるスポーツ大会又は 文化行事
 - ②国際的なスポーツ大会又は文化行事
- 3 施行日 公布の日